

平成26年度

環境保全推進委員意見
報告書



平成27年4月
北海道

目 次

I	環境保全推進委員制度	P 1
II	環境保全推進委員意向調査結果の概要	P 2
III	環境保全推進委員意向調査結果	
1	環境保全推進委員の活動について	P 3
2	「北海道地域環境学習講座 eco-アカデミア事業」について	P 5
3	メールマガジン「ほっかいどう環境メッセージ」について	P 6
4	地球温暖化対策の取組について	P 6
5	北海道農業について	P 8
6	その他	P 10
IV	随時意見・質問一覧	P 11

I 環境保全推進委員制度

1 目的

環境保全推進委員制度は、北海道環境基本条例第 27 条第 2 項に基づき、道民参加の下で道民の意見を環境関連施策に反映することを目的としています。

【北海道環境基本条例】

(道民意見の反映)

第27条 道は、環境の保全及び創造に関する施策に道民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、道民の意見の反映等に資するため、環境保全推進委員を置くものとする。

2 概要

区 分	内 容	摘 要
人 員 選定方法	一般公募 140名以内	北海道の環境保全に関心を持ち、推進委員として活動する意欲のある者を選考するため、公募を原則とします。 ただし、各地域生活経済圏において応募者がいない場合は、当該圏域内の総合振興局・振興局長が推進委員として適当と認める者を、推薦することができます。
意 見 聴取方法	・ 意向調査の実施 ・ 随時意見等の提出	具体的に設定したテーマに対する意見を環境保全推進委員から聴取（意向調査）することにより、環境問題に関わる意見や意向を把握し、環境施策に取り入れていきます。 また、環境保全推進委員は、日ごろ考えている環境問題に関する意見や質問などを随時、道に提出することができます。
情報提供	・ 環境情報の提供 ・ 行政情報の提供	地域で開催する環境講座等の開催情報など環境に関する情報を提供するほか、環境問題や環境行政の関連資料を配付します。

3 環境保全推進委員意見報告書について

「環境保全推進委員制度の運営について」（平成 22 年 3 月 30 日 環境生活部長決定）3 の（1）に基づき実施した「環境保全推進委員意向調査」（平成 27 年 3 月実施）結果及び平成 26 年度に提出された道の環境施策に対する随時意見・質問を「環境保全推進委員意見報告書」として取りまとめ、公表します。

なお、意向調査結果及び随時意見については、今後の環境施策の立案や実施等の参考とします。

II 環境保全推進委員意向調査結果の概要

調査対象者：環境保全推進委員80名（任期 平成25年4月24日～平成27年3月31日）

調査方法：平成27年3月2日に調査票を送付し、4月15日までに回収されたものを集計

回収：67名（回収率 83.8%）

1 環境保全推進委員の活動について（問1～問4）

環境保全推進委員（以下、「推進委員」という。）は、セミナー等への参加や省エネ・節電など個人の取組のほか、環境関連施策に対する意見等の提出などを行っている。

また、道からの情報提供については、役に立っているとの意見が多数ではあるが、情報が少なかった、民間や市民活動団体や個人の優れた活動を紹介してほしいといった意見もあった。

2 「北海道地域環境学習講座 eco-アカデミア事業」について（問5～問6）

住民団体などが環境学習講座を開催する際に、道が講師を派遣しその費用を負担する「北海道地域環境学習講座 eco-アカデミア事業」については、9%の推進委員が利用したことがあると回答。

今後については、リサイクルなど3Rの取組やバイオマスの活用など循環型社会の推進についての分野の講座を充実すべきとの意見が多かった。

3 メールマガジン「ほっかいどう環境メッセージ」について（問7～問8）

道の施策や環境イベントの予定について情報提供しているメールマガジン「ほっかいどう環境メッセージ」については、69%の推進委員が見たことがあり、今後掲載すべき記事としては、最新の環境問題に関する話題、全道各地で行われている環境保全活動等の紹介などの意見が多かった。

4 地球温暖化対策の取組について（問9～問12）

道で取り組む地球温暖化対策について、北海道クールアース・デイと関連行事、地球温暖化防止月間と関連行事、北海道地球温暖化防止活動推進員制度に関して、参加もしくは知っている推進委員が多かった。

家庭から二酸化炭素排出量を減らすために必要な取組に関しては、日常生活における不要な照明を消すなどの省エネ・節電の取組実施が最も多かった。取り組んでいる対策に関しては、「暖房の設定温度を下げる」、「使っていない部屋はこまめに消灯する」が多かった。

5 北海道農業について（問13～問17）

農業が環境に配慮すべき重要な事項については、「化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業の推進」が最も多く、続いて「家畜ふん尿の適正な管理及び処理」が多かった。

「クリーン農業」については今後進めるべきといった意見が多数であった。

普段農作物を購入する際に気をつけることは、北海道産であることが最も多かった。

「YES!clean マーク」制度については見たことがあり、知っている推進委員と知らない推進委員の数が同程度よせられた。このマークのついた農産物の優先的購入については、「通常と同じ価格」、もしくは通常より1割ほど高くても購入したいと思うが8割以上だった。

Ⅲ 環境保全推進委員意向調査結果

1 環境保全推進委員の活動について

問1 現在、どのような環境保全活動を行っているか？

(複数回答可)

	項 目	回答数
1	地域住民などに対する環境に配慮した取組の実践を促す普及啓発運動	32
2	地域や所属している環境保全団体等で行われている環境保全活動への参加	47
3	道や市町村等の環境関連施策に対する意見などの提出	35
4	環境配慮製品の購入、省エネ、節電、ごみの分別、リサイクルなど個人の取組	55
5	セミナーなどに参加して環境問題についての知識を深める	47
6	特に行っていない	2
7	その他 ・ 特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)の防除 ・ 子どもを対象とした体験型環境教育学習の主催 ・ 所属会社が定期的実施する「豊平川河川清掃」の企画と実施 ・ ESDの促進 ・ 身近な環境に関する情報をサイトやブログで発信 ・ 職場において、環境に配慮した取組の啓蒙及び実践 など	17

問2 今後どのような環境保全の活動を行っていききたいか？

(複数回答可)

	項 目	回答数
1	地域住民等に対する環境に配慮した取組の実践を促す普及啓発運動	42
2	地域や所属している環境保全団体等で行われている環境保全活動への参加	48
3	道や市町村などの環境関連施策に対する意見等の提出	40
4	環境配慮製品の購入、省エネ、節電、ごみの分別、リサイクルなど個人の取組	47
5	セミナーなどに参加して環境問題についての知識を深める	52
6	その他 ・ ボランティアガイドとして周辺自然環境の解説、広報で寄与したい ・ 河川設備事業に関わる環境保全、再生活動 ・ 小中高校生に対し、環境保全に対する認識や関心を高めるよう、学習会や講演会を持つよう努めたい ・ 自分の家や庭や近くの公園などで生物多様性を考えた環境づくりをしていきたい ・ 子どもたちに対しての環境教育の実践 など	12

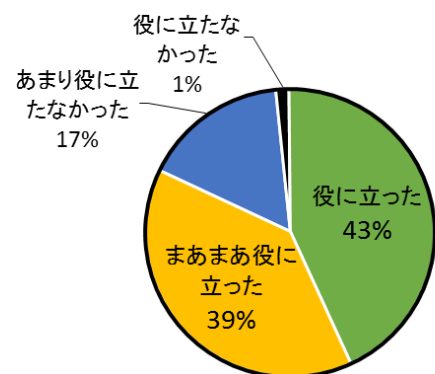
問3 環境保全推進委員制度にどのようなことを望むか？

(複数回答可)

	項 目	回答数
1	最新の環境問題等に関する話題の情報提供	49
2	環境保全推進委員が自主的に活動している環境保全の取組の紹介	42
3	道や市町村等の環境関連施策についての情報提供	42
4	環境保全に関する勉強会・セミナー等の開催情報の提供	49
5	普及啓発ツールの貸出等、環境保全推進委員の自主的活動の支援	36
6	その他 ・環境保全推進委員の会合、研修、研究会などを実施し意見交換や活動の交流をしたい ・現状の活動に対する物資提供 ・地域自治体が主催で地域に密着した推進委員及び住民などの地域環境の提案及び企画などを取り入れたワークショップを開催するなど	5

問4 道から送付された環境情報（メールやパンフレットなど）は、環境保全活動に役だったか？その理由もお書きください。

	項 目	回答数
1	役に立った	29
2	まあまあ役に立った	26
3	あまり役に立たなかった	11
4	役に立たなかった	1



【理由】

○役に立った。まあまあ役に立った。

- ・北海道の環境に関する取組などについて発言、理解を得ることに活かすことができた。特に環境白書が送付され活用できた。環境関連行事のメール・パンフレットの情報をもとに行事に参加できた。道の環境施策について意見提出の機会が得られた。
- ・道の現在の意向がわかり、また、個人では知らないような情報がわかり、大変ありがたい。
- ・他の地域でどのように活用しているのか、その活動を自分たちでやるにはどうしたらいいのか参考にする。
- ・社内教育の資料として活用できた。
- ・いろいろと情報収集していても知らないことも多く、道から環境に関連した情報を提供していただくことは重要。特に、他地域での活動内容の情報については興味があり、参考になることも多い。

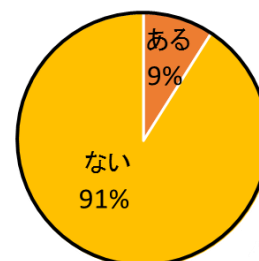
○あまり役に立たなかった。役に立たなかった。

- ・情報が少ない。
- ・表向きの情報が多く、問題点や実績が少なく感じる。
- ・知りたい情報が載っていなかった。
- ・身近な環境情報が少なかったと思う。民間、市民活動団体や個人の優れた活動を紹介してほしい。
- ・メール内容自体は特別な情報は少なかったが、内容は多少どれかが役に立ったかもしれない。

2 「北海道地域環境学習講座 eco-アカデミア事業」について

問5 自治会や住民団体などが環境問題についての学習講座を開催する際に、環境問題の各分野で活躍する専門家を講師として派遣し、その費用を道が負担する「北海道地域環境学習講座 eco-アカデミア事業」を利用したことがあるか？

	項目	回答数
1	ある	6
2	ない	61



問6 「eco-アカデミア」では、地球温暖化対策や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組、野生生物の保護・管理など様々な分野の専門家をトレーナーとして委嘱し講座を開催しているが、今後、どのような分野の講座をより充実させていくべきか？

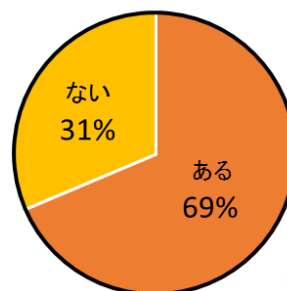
（複数回答可）

	項目	回答数
1	地球温暖化対策の現状や異常気象と地球温暖化との関係などについて	40
2	リサイクルなど3Rの取組やバイオマスの活用など循環型社会の推進について	46
3	ヒグマ、エゾシカ、外来種対策など野生生物の保護・管理について	32
4	風力や太陽光、地熱など再生可能エネルギーの活用について	40
5	省エネ・節電、地産地消など環境にやさしい個人の取組について	43
6	水生生物調査や植樹など自然体験活動について	37
7	ISO14001やHES、エコアクション21など企業の環境配慮の取組について	15
8	その他 ・自ら発電を行う「創電」について ・地域の特色を活かした自然再生 ・北方圏の住宅・ライフスタイル など	7

3 メールマガジン「ほっかいどう環境メッセージ」について

問7 道の施策や環境イベントの予定等について情報提供をしているメールマガジン「ほっかいどう環境メッセージ」を見たことはあるか？

	項目	回答数
1	ある	46
2	ない	21



問8 今後、「ほっかいどう環境メッセージ」でどのような記事を掲載すべきと考えるか？

(複数回答可)

	項目	回答数
1	最新の環境問題に関する話題	50
2	全道各地で行われている環境保全活動等の紹介	55
3	セミナーや自然体験などの環境イベント開催情報の提供	47
4	道や市町村等の環境関連施策についての情報提供	47
5	その他 ・ぷちコラムのような読み物 ・環境イベントの開催情報だけでなく、その内容や結果の紹介 ・全国的な情報提供、産業廃棄物に関する情報 ・ISO14001の改定にともなう対応策と方法 など	8

4 地球温暖化対策の取り組みについて

問9 道で取り組んでいる次の対策のうち、参加したり知っている取組はあるか？

(複数回答可)

	項目	回答数
1	北海道クールアース・デイと関連行事(ガイアナイト等)	45
2	地球温暖化防止月間と関連行事(温暖化防止フォーラム等)	42
3	ナチュラルクールビズ、ウォームビズの取組	36
4	クールあいらんどキャンペーン	13
5	あったまろうキャンペーン	13
6	エコ&セーフティドライブ	41
7	家庭からのCO2排出量等の「見える化」サイト(みんなで建てよう えこ之城)	17
8	北海道地球温暖化防止活動推進員制度	42
9	カーボン・オフセットの取組	34
10	北海道地球温暖化防止活動推進センターの設置	12
11	温暖化の影響に対応する適応策の取組	24

問 10 北海道の一人あたりの二酸化炭素排出量(平成 23 年度)は、全国の 1. 1 倍となっており、また、家庭からの排出量の占める割合は全国の約 15%に対し北海道では約 25%を占めている。家庭から二酸化炭素排出量を減らすためにどのような取組が必要だと思うか？

(3 つまで回答可)

	項 目	回答数
1	日常生活における不要な照明を消すなどの省エネ・節電の取組実施	49
2	省エネ性能の高い家電製品への買い換え	14
3	高効率な給湯・暖房設備への買い換え	7
4	HEMS などエネルギー使用量や CO2 排出量を管理・見える化する機器の導入	6
5	太陽光発電や地中熱ヒートポンプエアコンなど再生可能エネルギー設備の導入促進	24
6	ペレットストーブなど木質バイオマスの活用	10
7	省エネ住宅の購入や断熱性能向上などの省エネリフォームの実施	13
8	農林水産物を初めてとする道産品の購入	13
9	カーボン・オフセットされた商品やサービスの利用	7
10	公共交通機関の利用	26
11	エコドライブの実施	15
12	次世代自動車(エコカー)への買い換え	7
13	その他 ・ 不要な消費活動を抑えること ・ 原子力エネルギーの安全利用 ・ 関心の薄い道民層への啓発活動 など	5

問 11 あなたの家庭では、どのような地球温暖化対策に取り組んでいるか？(複数回答可)

	項 目	回答数
1	暖房の設定温度を下げる	56
2	冷房の設定温度を上げる	13
3	エアコンのフィルターを定期的に掃除する	10
4	入浴するときは間隔を開けず続けて入る	34
5	シャワーはこまめに止めて使う時間を短くする	30
6	室温が下がる季節は冷蔵庫の設定温度を高めに設定する	17
7	冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない	39
8	冷蔵庫の扉の開閉回数を少なくする	34
9	トイレを使わないときは暖房便座のふたを閉める	37
10	暖房便座はつけっぱなしにせず設定温度を下げる	28
11	使っていない部屋はこまめに消灯する	56
12	選択はまとめ洗いし回数を減らす	39
13	テレビを見ないときは主電源から消す	27
14	省エネ性能の高い家電製品への買い換え	30

15	高効率な給湯・暖房設備への買い換え	1 2
16	太陽光発電や地中熱ヒートポンプエアコンなど再生可能エネルギー設備の導入	4
17	ペレットストーブなど木質バイオマスの活用	2
18	HEMS などエネルギー使用量や CO ₂ 排出量を管理・見える化する機器の導入	4
19	省エネ住宅の購入や断熱性能向上などの省エネリフォームの実施	1 2
20	その他 ・暖房便座を使わず便座シートを使う ・室温を下げる代わりに着込む。環境家計簿の取組 ・北海道電力からの使用量の案内は、必ず前年と比較し家族に意識付け ・省エネカーへの買い換え など	1 1
21	特に何も行っていない	0

問 12 道の温暖化対策を一層進めるためのご意見

- ・有効的・具体的な取組について道民に例示し、理解、実行を推進する。
- ・ターゲットを絞るべき。
- ・市町村単位へのリーダーシップの発揮。
- ・高齢者や子供などにも周知するため自治体と協力し講演、勉強会などの機会を作ってほしい。
- ・地域住民や団体、行政をはじめとした他分野とも連携し、エコを積極的に支援、促進する制度等があるとうれしい。
- ・公共交通機関の積極的利用の推進、エコカーへの買い換え助成や節電の啓蒙。
- ・道内の潜在力の高い太陽光、風力、バイオマス発電といった再生可能エネルギーの普及を急ぐべき。
- ・教育施設において温暖化対策に取り組むモデル校などを設け、取組内容を共有。
- ・子供たちに対する環境教育の推進。

(抜粋、要約あり)

5 北海道農業について

問 13 農業が環境に配慮すべき事項としてどのような点が重要と考えるか？

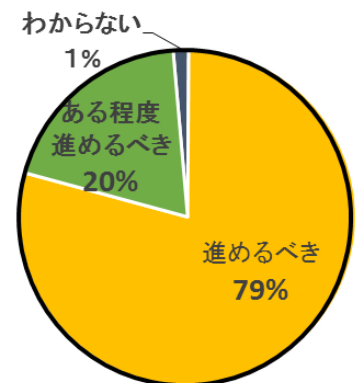
(複数回答可)

	項 目	回答数
1	化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業の推進	5 4
2	化学肥料や農薬を原則として使用しない有機農業の推進	3 5
3	家畜ふん尿の適正な管理及び処理	5 3
4	肥料などによる地下水汚染防止対策の推進	4 6
5	ビニールハウスなどの使用済みプラスチックの適正処理	4 6
6	家畜ふん尿などのバイオマス資源の利活用の推進	4 3
7	耕作されなくなった農地への植林などによる農村景観の向上	4 2

8	特にない	0
9	わからない	0

問 14 道で進めている環境との調和に配慮した「クリーン農業」、いわゆる環境保全型農業について、今後、どのように取り組むべきか？

	項 目	回答数
1	進めるべき	53
2	ある程度進めるべき	13
3	あまり進めるべきでない	0
4	進めるべきでない	0
5	わからない	1



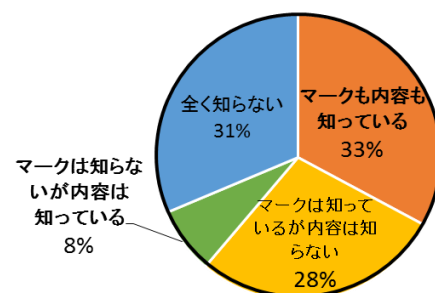
問 15 普段、農作物を購入する際に気をつけていることは？

(複数回答可)

	項 目	回答数
1	低農薬・低化学肥料	33
2	有機農産物	31
3	栽培方法	18
4	生産者・産地	44
5	北海道産	60
6	鮮度	52
7	食味	31
8	価格	46
9	小分け商品の量	15
10	その他 ・めずらしいもの、季節のもの ・今までに購入した品物と比較、検討をし、よりよい品を購入 ・購入する店 など	9

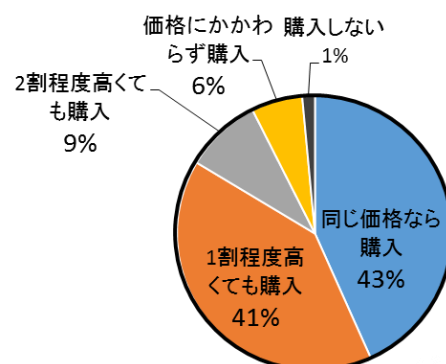
問 16 一定の基準を満たした農産物に「YES!clean マーク」を表示する制度を知っているか？

	項 目	回答数
1	マークを見たこともあるし内容も知っている	22
2	マークは見たことあるが、内容は知らない	19
3	マークは見たことはないが、内容は知っている	5
4	マークを見たこともないし、内容も知らない	21



問 17 YES!clean マークのついた農産物を見かけたら、優先的に購入したいと思いますか？

	項 目	回答数
1	通常の農産物と同じ価格なら購入	29
2	通常の農産物の1割程度高くても購入	27
3	通常の農産物の2割程度高くても購入	6
4	価格にかかわらず購入	4
5	価格にかかわらず購入しない	1



6 その他

問 18 道の環境施策全般に対してご意見等がございましたら、お書きください。

- ・担当局のみではなく、多くの局、市町村等とつながりを持ってほしい。
- ・セミナーなどの詳しい内容がわかりにくかった。また、地域での参加機会が少なかった。
- ・自然エネルギー（太陽光、風力等）を普及促進する際には必ずそのエネルギーの負の面もあることを付け加えてほしい。特に事業者にはその点の説明責任を行政指導してほしい。
- ・北海道は本州から離れているが、全国的に見て独自に環境政策を進めていると評価している。今後は北海道の自然環境、生態系を保護・保全するとともに、良好な景観形成、産業振興、観光業の推進（六次産業の推進）などに、産官学、道民との協働のもとに、取り組んでいただきたい。
- ・都市部に住む人たちに北海道の豊かな自然を守るために、どんな行動をすべきか具体的なアクションプログラムを作成する必要があると思う。
- ・環境保全はやるべきことが多岐にわたるため、自分でできることは一つでも多く実践、実行していく所存です。
- ・エゾシカは駆除という観点ではなく、有効利用という観点から語るべき。また、ヒグマに関しては、北海道のシンボルとして、共生できる取組、特に、人との無用な接触を回避するような情報提供が必要。

- ・環境に対して関心のある人しか情報、イベントなどの周知ができていない気がする。もっと高齢者や子どもも目にするようなPRをしていくべき。
- ・環境科学研究センターの研究成果などを一般向けにも報告会などを増やすべき。エゾシカやアザラシ、外来動植物の防除に積極的に取り組み、対策の実施状況などをもっと発信すべき。

(要約、抜粋あり)

IV 随時意見・質問一覧

(1) 随時意見

提出年月	振興局	意見内容	意見への反映状況
H26.7	石狩	<p>厚田区風力発電事業の発電機の定格出力について、「電気事業法による定格出力はどのようなのか？」という話が出ました。これに対して石狩市の環境政策課長は「経産省に登録認証された施設であること。北海道からも道アセス条例の対象にはならないことを確認済みであること。」を主張しましたが、石狩市環境市民部長は「北海道に問い合わせます。」と回答しました。</p> <p>石狩市から北海道に、厚田区風力発電事業における明電舎の発電機を搭載したサムスン重工業製の風力発電機の定格出力は2千5百kWではないか等、の問合せがあったと思いますが、徹底的に調査していただきますよう、お願いします。</p> <p>現在、株式会社厚田市民風力発電と北海道電力が電力受給契約を結んでいる契約書の数値が定格出力ということになるのでしょうか？</p> <p>どうぞ、徹底的に調査をし、判断してください。また、その結果をお知らせください。</p>	<p>風力発電事業に係る定格出力についてですが、厚田市民風力発電に関して、以前質問をいただきましたことについて、事業者から発電機は定格出力2千kWのものを使用するので、事業の全体の計画では風力発電設備2基で4千kWになるとの説明を受けたことから、北海道環境影響評価条例（以下「条例」という。）の第二種事業の要件には当たらないと回答したところです。</p> <p>環境影響評価手続きにおける風力発電所の出力は、発電機の単機容量ではなく、事業の全体計画の定格出力に基づき、法対象案件あるいは条例対象案件に該当するかを判断することになりますので、厚田市民風力発電は、事業の全体の計画で4千kWが定格出力となることから、条例の第二種事業には該当しないこととなりますのでご理解ください。</p> <p>なお、環境影響評価手続きでは発電機の仕様等を把握することを要件としていませんが、経済産業省では、電気事業法に基づく工事計画の届出において、事業の計画の全体を定格出力とともに、発電機の単機の定格出力も把握していると聞いていますので、厚田市民風力発電についても同様の取扱いがされるものと考えております。</p>

H26.9	石狩	<p>平成25年3月26日、消防庁消防・救急課並びに消防庁消防研究センターから、各都道府県消防防災主管課宛に「太陽光発電システムを設置した一般住宅の火災における消防活動上の留意点について」の事務連絡があり、その中に消防活動時における対策について、「棒状での放水は、水を伝わって感電する可能性があるため、粒上で建物に水がかかるよう、放水の距離や筒先の調整（噴霧状等）を行うようにする。」との具体的な記述があります。</p> <p>北海道民がこのような消防活動の取り決めを知らないままに太陽光発電システムを屋根の上に設置しているとしたら問題です。</p> <p>道におかれましては、太陽光発電に対する消火活動について、道民に周知徹底するようお願いいたします。</p>	<p>平成25年3月26日付け各都道府県消防防災主管課あての消防庁消防・救急課並びに消防庁消防研究センターからの事務連絡は、太陽光発電システムを設置した一般住宅における消防活動上の危険性やその対応方法については、その事例や情報が少ないことから、今後の消防活動上の資料として情報提供されたものでございます。</p> <p>今後とも、電気的な安全に関する検討や、防火・活動安全に関する研究については、広く情報を提供していくとされており、安全な消防活動の対策がとられていくものと理解しております。</p> <p>道としては、引き続きホームページなどにより再生可能エネルギーの導入に関する様々な情報を提供するとともに、各振興局に設置の「省エネ・新エネサポート相談窓口」において皆様からのご相談に対応するなど、再生可能エネルギーの普及啓発に努めてまいります。</p>
H26.11	上川	<p>平成26年からセイヨウオオマルハナバチの事務局を東大からH○B i C Cが引き継ぐことになったがデータの公開が遅れすぎている。特に今年は都市部、郊外、山岳部等においてこれまでの数年間と違ったセイヨウオオマルハナバチの動向が感じられる傾向があるだけに早いデータ報告を望むものである。</p> <p>H○B i C C設立については北海道も関与しているはずであるし、セイヨウオオマルハナバチバスターズは知事名で委嘱されていると思うので適切な指導ができないのでしょうか。</p>	<p>昨年度をもってセイヨウオオマルハナバチの捕獲・目撃情報を公開している東京大学の「セイヨウ情勢」システムの運用が終了したため、現在、東京大学からH○B i C Cへの事務局移行を進めているところですが、システムに登録されている方々の個人情報の引き継ぎも含めたシステム・運営体制の移行作業に時間を要し、「セイヨウ情勢」サイトにおけるデータ公開が遅れています。東京大学とH○B i C Cで鋭意作業が進められており、道としても、出来るだけ早いデータ公開に向け、協力をしているところですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、データ公開につきましては、順次「セイヨウ情勢」サイトにてお知らせされる予定でございます。</p>

	<p>「家畜排せつ物法」が平成11年に制定され、猶予期間5年経過後平成16年11月1日に本格施行された。この間この法律に対応できない家畜農家は廃業したが殆どは対応し今日に至っている。</p> <p>ただ対応していない畜産農家が僅かであるが臭気、汚染糞尿の問題で近所、地域トラブルとなっている。こうした問題は全道的にあるはずで環境保全面からも是非調査、指導して欲しいと思う。</p>	<p>ご指摘の家畜排せつ物法は、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管に関する施設の構造や管理方法に関する管理基準が定められており、北海道では、管理基準の遵守農家は平成12年で1,100戸(8.4%)でしたが、平成24年には9,737戸(100%)となっています。また、家畜排せつ物の処理・利用として、ほとんどが堆肥・液肥として農地に還元されており、72%が畜産農家の経営内利用、26%が耕種農家等への経営外利用、その他2%が浄化処理等となっております。</p> <p>平成24年の畜産経営に関する苦情は49戸で、その中で臭気は25戸となっていますが、道では地域の生活環境を保全するため平成20年に北海道家畜排せつ物利用促進計画を策定し、家畜排せつ物の利用目標の設定や処理高度化施設の整備、適正処理の技術研修の実施などを定め、農業改良普及センターや市町村、農協などが一体となった畜産経営に対する取組を行っております。</p> <p>なお、関係法令として、家畜排せつ物法の他に臭気防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などがあり、この法律を所管する道及び市町村が連携し法の遵守状況を監視しております。</p>
	<p>平成26年11月10日発行の「北海道獣医師会雑誌」第58巻第11号に北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課有効活用グループによるエゾシカに関する記事が掲載されていたが大変素晴らしい内容である。獣医師だけが目に留めるにはもったいないので是非全道民が目に留める形での公表を期待しています。</p>	<p>北海道獣医師会雑誌へのエゾシカに関する寄稿に対し、ありがたい意見をいただき感謝いたします。</p> <p>本内容については、北海道獣医師会の会員の方が読むことを前提に記載しておりますので、このままの表現で、道民の皆さんにご覧いただくことは難しいと考えております。</p> <p>なお、寄稿した内容については、北海道のホームページ(エゾシカ対策課)等で道民の皆様提供していることを申し添えます。</p>

H26. 11	上川	<p>北海道環境白書 13でも「第6章地域における環境保全の取組」についての意見の回答として「今後道民の皆様に誤解を与えないように、記載の方法等に十分気を付けるとともに、今後の環境白書の参考にさせていただく」とありましたが白書 14でどこが改善されたのだろうか？幾つかの振興局で年度のなどの数字が違うだけで後の文面が全く前年度と同じと言うことはどう言うことなのだろうか？改めて提言します。</p> <p>全振興局で取り組んでいるだろうことについては一覧表のような表示にしてはどうなのか？最も身近に感じられる章でもあるのでよく検討願いたいと思います。</p>	<p>北海道環境白書' 14では、昨年と同様に、第1章から第5章で道が行っている各種施策の概要を説明し、第6章では、その施策の中から各総合振興局・振興局が特に力を入れた取組や振興局独自の取組、市町村・各種団体等による特色ある取組などを、各振興局が選定し、掲載しています。</p> <p>昨年、「記載のない項目については、その振興局が取組をしていないかに見える」とのご指摘をいただいたことから、第6章では地域の取組全てを記載しているとの誤解を与えないよう、表題を「地域における主な環境保全の取組」に変更いたしました。</p> <p>また、北海道環境白書' 14は、平成25年度の主な取組を中心に紹介しておりますが、環境保全活動や環境教育、普及啓発など、継続することが重要な取組も多いため、必要な項目や特徴的な取組などについては前年度から継続して掲載しています。</p> <p>そして、各総合振興局・振興局においては、各種調査や保全活動、立入検査や指導、普及啓発など、様々な取組を行っており、全道の取組として第1章から第5章にもまとめております。そのため、第6章では各地域の取組がより具体的に伝わるように、各総合振興局・振興局が環境白書で伝えたい取組を選定し、掲載しています。</p> <p>今後とも道民の皆様にわかりやすいものとなるよう努めてまいります。</p>
		<p>第3章のエゾシカの保護管理の「有効活用の推進」の例として最近アレルギーやアトピーのペットの体質改善にかなり有効性が認められ、今のところ口コミですが道内外から問い合わせ、引き合いが結構あるとの情報があるのですが、調査、検証してはいかがでしょうか？新たな販路開拓になる可能性があると思うのですが？</p>	<p>エゾシカ活用製品販路開拓のため、平成25年2月にエゾシカ製品カタログとして、「大切な愛犬のためのエドシカ肉ペットフード」を発行しまして、15社103種のエゾシカ肉ペットフードを紹介し、北海道(経済部食関連産業室)のホームページにも掲載しているところがあります。今後ともエゾシカ肉の販路拡大など有効活用促進に努めてまいります。</p>

(2) 質問
なし